

義務教育施設適正配置審議会が 中間答申を提出

3月23日、市義務教育施設適正配置審議会（岡山和夫会長
ほか委員29人）から市教育委員会 三次文子委員長へ「常陸
大宮市義務教育施設に関する基本方針について」の中間答申
書が提出されました。



審議会の経過

本市の義務教育施設は、小学校19校、中学校7校、幼稚園4園及び給食センター2か所等となっていますが、本市においても社会的な問題である少子化の影響は深刻であり、現在市内小学校の5校においては、複式学級による授業がおこなわれています。また、児童生徒数が平成24年度までには、約13%の減少が予想されるなど、学校運営等への影響が懸念されています。

このような状況から、「常陸大宮市義務教育施設適正配置審議会」では、平成17年11月より義務教育施設の適正配置について検討が行われ、このたび中間答申が出されました。答申の概要は、次のとおりです。

基本方針

当市における学校の適正規模を設定するとともに、通学区の再編を図り、義務教育施設の適正な配置を推進する。

今後は、基本方針に基づき、次のような取り組みを行う必要がある。

(1) 学校間において、児童生徒数・学級数の格差が生じているため、今後の小中学校における児童生徒数

の推移を考慮しながら、学校の適正規模についての基準を早期に設定する。

(2) 児童生徒にとって望ましい教育環境を実現するため、通学距離や地域性、さらに相関関係にある隣接する通学区の児童生徒数を勘案し、通学区の再編を進めていく。

(3) 市全体の義務教育施設の適正な配置に配慮した、施設の計画的な整備を進めていく。

なお、適正規模及び適正配置に関する具体的方策については、さらに調査・審議を継続していく。

問い合わせ先

教育委員会学校教育課

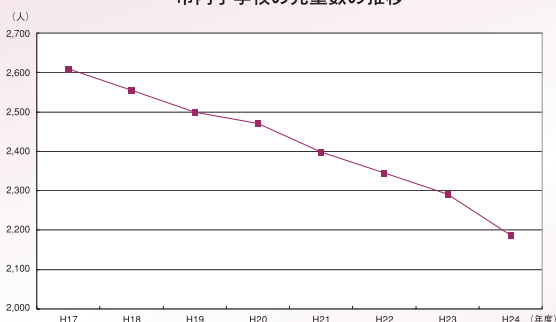
☎ 52111111

内線 334・335



● 児童数・生徒数の推移 ●

市内小学校の児童数の推移



市内中学校の生徒数の推移

